

# ギヤードモータテクニカルニュース

資料 NO	タイトル	
PSN-161009	欧州向ギヤードモータの対応について	2016年9月現在情報

## 1. CEマーキング概要

CE マーキングは、EU で販売する製品には基準適合マーク(CE マーク)を表示する必要があります。CE マーキングによってその製品が分野別の EU 指令や規則に定められる必須要求事項(Essential Requirements)に適合したことを示します。

必須要求事項の大半は製品の安全性にかかわるものだが、近年、RoHS 指令およびエコデザイン指令に定められている製品の環境性能基準への適合を、CE マーキングによって宣言することが求められています。該当製品の製造業者または代理の第三者認証機関が所定の適合性評価を行い、製品、包装、添付文書に付与します。

改正 RoHS 指令(Directive 2011/65/EU:RoHS2)は、2013年1月3日に制定、2017年7月1日より施行され、対象製品が拡大、CE マーキングが必須となりました。

### 関連規格(指令)

項目	摘要
エコデザイン指令	欧州議会・理事会指令 2009/125/EC モータ単体の効率クラスを IE3(IEC60034-30-1:2014)へ引上げ また、新しい法的枠組(NLF:New Legislative Framework)への整合化に伴い、EU 指令が改正され「2016年4月20日より新低電圧指令(2014/35/EU)」が義務付されます。
低電圧指令	欧州議会・理事会指令 2014/35/EUC
改正 RoHS 指令	2011/65/EU

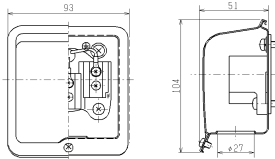
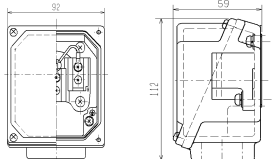
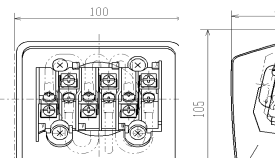
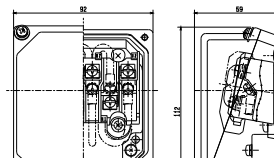
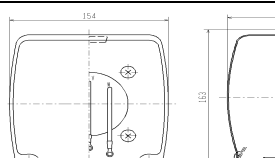
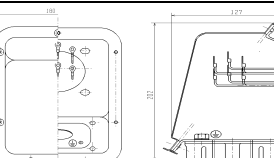
## 2. 対応機種(エコデザイン指令、低電圧指令、改正 RoHS 指令のすべてが対応可能機種)

### 1) 仕様

項目		仕様		
出力		0.1~0.4kW	0.75~2.2kW	3.7~37kW
効率	IE1 以下	GM-S、D、SSY、SHY	-----	-----
	IE3	-----	GM-SP、DP、SSYP、SHYP	DP、LJP
相数		三相		
電圧/周波数		200V/50Hz、200V/60Hz、 220V/60Hz、400V/50Hz、 400V/60Hz、440V/60Hz 380V/50Hz、415V/50Hz	200V/50Hz、380V/50Hz、400V/50Hz、415V/50Hz	
ブレーキ		ブレーキなし、ブレーキ付	ブレーキなし(ブレーキ付はエコデザイン指令対象外) ブレーキ付は 0.75~3.7kW まで対応可	
保護構造		屋内形		
対応可能仕様	端子箱	端子箱 B、C、D 組立		端子箱 B 組立 (11kW 以上)
	その他	屋外(IP44 相当)、端子箱受口引き出し方向特殊		

※ 高効率規制(0.75kW 以上)は 2 項参考資料を参照願います。

### 2) 端子箱構造

	標準	EN
0.75~3.7kW	 鋼板製	 アルミ製
5.5、7.5kW	 鋼板製	 アルミ製
11~37kW	 鋼板製	 鋼板製 (メッキ処理)

<参考資料>

1. 高効率規制(エコデザイン指令)

1) 規則概要

項目	内容		
法律名	COMMISSION REGULATION (EC) No.640/2009(欧州)委員会規則		
規格	EN 60034-30(2009)	EN 60034-30-1(2014)	
規制開始時期	2011年6月16日～	2015年1月1日～	2017年1月1日～
摘要範囲	モータ単体及び設備、機械に組み込まれたモータ		
効率レベル	IE2	IE3、又はIE2+可変速ドライブ	
外被構造	全て対象		
出力	0.75kW以上～375kW以下	7.5kW以上～375kW以下	0.75kW以上～375kW以下
極数	2、4、6		
電圧	1,000V以下		
周波数	50Hz、50/60Hz		
定格	S1(連続)及びS3 80%ED(負荷時間率80%以上の反復定格)		
負荷率	100%		
速度	単一速度		
認証取得義務	なし(自己宣言で可)		
認証表示義務	有(効率レベル、効率値を表示)		
罰則	なし		
規制対象外	水中モータ、特殊環境モータ、ブレーキモータ、モータと一体化され、分離して単独で試験ができないもの		

※ 出力 0.75kW 未満は規制対象外となります。

2. 低電圧指令(欧州議会・理事会指令 2014/35/EUC )

特定分野の例外を除き、AC50～1000V(DC75～1500V)の電圧範囲(within certain voltage limits)で使用される電気機器の安全性適合規格です。

ギヤードモータでは規格に準拠した設計、製造を行っています。

3. 改正 RoHS 指令(Directive 2011/65/EU:RoHS2)

RoHS 指令には、使用を制限されている物質が定められています。

RoHS 指令として発効された 2002/95/EC、改正 RoHS 指令として発効された 2011/65/EU では 6 物質(群)が指定されています。

1) 使用制限材料

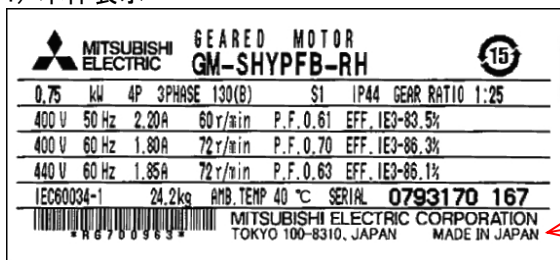
物質	最大許容値(%)
鉛(Pb)	0.1(1000ppm)
水銀(Hg)	0.1(1000ppm)
カドミウム(Cd)	0.01(100ppm)
六価クロム(Cr6+)	0.1(1000ppm)
ポリ臭化ビフェニール(PBB)	0.1(1000ppm)
ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)	0.1(1000ppm)

2) 対応状況

当社製品は最大許容値以内の含有量です。

5. 表示、発行物

1) 本体表示



CE 表示は定格銘板近傍に貼り付けます。

製造国、住所が記載されます。

2) 自己適合宣言書

EU DECLARATION OF CONFORMITY を発行致します。

※ 確度の高い情報に基づき記載していますが、海外規制で流動的なこともありすべての内容を保証するものではありません。